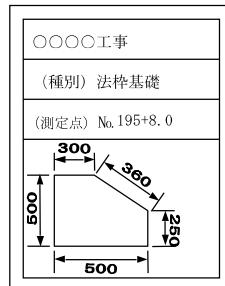


別表第2 撮影記録による出来形管理基準

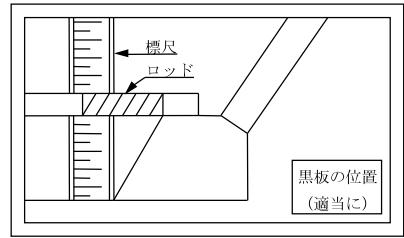
工種		撮影基準	撮影箇所
共通工事	1. 一般	1. 工事着手前及び完成後の全景（できるだけ同一位置から撮影する）。 2. 施工状況、施工法について適宜撮影する。 3. 仮設関係について適宜撮影する。 4. 被災のおそれがあるときはその都度出来高を撮影する。 5. 品質管理実施状況について適宜撮影する。 6. 工場製作状況について適宜撮影する。 7. 基礎工等で埋設される部分、完成後明視できない部分などについては、特に留意して撮影する。 8. その他必要に応じて適宜撮影する。	
	2. 挖削	施工延長おおむね 50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	掘削幅、掘削深さ、法長、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。
	3. 盛土	上記と同一。	盛土幅、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。
	4. 石積み(張) ブロック積み(張)	施工延長おおむね 40～80mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	床掘、基礎関係、裏込、その他必要箇所を撮影する。
	5. 基礎杭打工	20 本に 1 箇所の割合で撮影する。	偏心量、リバウンド量、その他必要箇所を撮影する。
	6. 矢板打工	施工延長おおむね 40～80mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	偏心量、その他必要箇所を撮影する。
	7. オープンケーン	構造図の寸法標示箇所を 1 ロット毎に撮影する。	幅、高さ、長さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	8. 栗石基礎 碎石基礎 砂基礎 均しコンクリート	施工延長おおむね 50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	幅、厚さ、転圧、粒径、その他必要箇所を撮影する。

撮影方法	管理办法
1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。 2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。 (1) 工事名 (2) 工種及び種別 (3) 作業内容 (4) 測点 (5) 設計数量・寸法 (6) 実測数量・寸法 (7) 略図 3. 写真はカラー撮影とする。なお、写真ファイルの記録形式は JPEG とし、有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標(100 万画素程度)とする。	1. 写真是施工の時期、工種、施工の順序が判定できるよう整理し、アルバムに添付する。 2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記アルバムを検査職員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。

黒板記入例



写真例(基礎の高さ)



工種		撮影基準	撮影箇所
1 共 通 工 事	9.コンクリート付 帶構造物 コンクリート基 礎、側溝、管渠、 横断構造物、コン クリート擁壁、そ の他上記に準ず るもの	線的な構造物については施工延長お おむね 40~80mにつき 1箇所の割合 で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮 影する。	床掘、基礎、幅、厚さ、配筋、高 さ、その他必要箇所を撮影する。
	10.精度を要するも の 分水工計量部 ゲート戸当部 橋台脅部	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、その他必 要箇所を撮影する。
	11.U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	施工延長おおむね 50~100mにつき 1箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	施工状況、その他必要箇所を撮影 する。
	12.土水路	施工延長おおむね 200~400mにつき 1箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。 施工延長を示さない場合は、1~2 工 区につき 1 箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、高さ、法勾配、その他必 要箇所を撮影する。
	13.鉄筋組立	1スパン(1打設ブロック)ごとに撮 影する。	かぶり、中心間隔、その他必要箇 所を撮影する。
2 ほ 場 整 備 工 事	1.表土扱い	おおむね 10a 当たり 1箇所の割合で 撮影する。	表土厚を撮影する。
	2.基盤造成 表土整地	上記と同一。	基盤面、表土埋戻後を撮影する。
	3.畦畔復旧	施工延長おおむね 200~400mにつき 1箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	幅、高さ、その他必要箇所を撮影 する。
	4.道路工 (砂利道)	幹線道路は 50~100mにつき 1 箇所 の割合で、支線道路は 200~400mに つき 1 箇所の割合で撮影する。	まき出し厚さ、転圧、厚さ、幅、 その他必要箇所を撮影する。

撮影方法	管理方法
<p>4. 基礎等が土砂又は水面に埋設する場合、法長の測量点を赤ペンキ等で印をする。 印の位置はなるべく 1 mとか 2 mのように整数値とする。</p> <p style="text-align: center;">写真例</p>	

工種		撮影基準	撮影箇所
農用地造成工事	1. 耕起深耕	おおむね 1ha 当たり 2~3 箇所撮影するほか、つば掘りは 2ha 当たり 1 箇所の割合で撮影する。	耕起深、つば掘りを撮影する。
	2. テラス (階段畑)	テラス延長 100~200mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	幅、耕起幅、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
	3. 道路工 (耕作道)	施工延長おおむね 100~200mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、法勾配、側溝幅を撮影する。
	4. 土壌改良	おおむね 2ha 当たり 1 箇所の割合で撮影する。	サンプル採取中及び試験中の箇所、その他必要箇所を撮影する。
	5. 改良山成	測定点 2~3 箇所につき 1 箇所の割合で撮影する。	基準高、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
舗装工事・道路改良工事	1. 路盤工	施工延長おおむね 50~100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。
	2. コンクリート舗装工 アスファルト舗装工	上記と同一。	幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。
	3. 砂利舗装工	上記と同一。	幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。
	4. 道路トンネル	巻厚については 1 スパンにつき 1 箇所の割合で撮影する。 その他掘削タイプの変化する毎に 1 箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。
	5. 道路トンネル (NATM)	掘削はタイプの変化する毎に 1 箇所、ロックボルトは 100m に 1 箇所、コンクリート吹付は 50m に 1 箇所、巻厚については 1 スパンにつき 1 箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、ロックボルト、コンクリート吹付、坑口、その他必要箇所を撮影する。

撮影方法	管理方法

工種		撮影基準	撮影箇所
5 水路トンネル工事	1. 水路トンネル	巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 その他は掘削タイプの変化する毎に1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。
6 水路工事	1. 現場打開水路	おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。
	2. 現場打サイホン	上記と同一。	上記と同一。
	3. 現場打暗渠	上記と同一。	上記と同一。
	4. 鉄筋コンクリート大型フリューム 鉄筋コンクリートL形水路	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	鉄筋コンクリート大型フリュームについては、布設、その他必要箇所を、鉄筋コンクリートL形水路については、幅、厚さ、布設、その他必要箇所を撮影する。
	5. ボックスカルバート水路	上記と同一。	高さ、その他必要箇所を撮影する。
7 排水路工事・河川工事	1. コンクリート法 覆工 アスファルト法 覆工	上記と同一。	幅、厚さ、法長、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
	2. コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリート柵渠	上記と同一。	コンクリートブロック積み水路については基礎関係、裏込、幅、高さ、その他必要箇所を、鉄筋コンクリート柵渠については、アーム間隔、柵板設置、その他必要箇所を撮影する。
	3. ライニング水路 連節ブロック コンクリートマット	上記と同一。	布設、幅、法長、その他必要箇所を撮影する。

撮影方法	管理方法

工種		撮影基準	撮影箇所
8 管 水 路 工 事	1. 管体基礎工 〔砂基礎及び埋戻 等〕	施工延長おおむね 50~100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	基礎、埋戻等の厚さ、幅、まき出し、締固め状況等を撮影する。
	2. 管水路 〔遠心力鉄筋コン クリート管〕	上記と同一。	管布設状況、外観検査、ジョイン ト関係、その他必要箇所を撮影す る。
	3. 管水路 〔ダクトタイル鋳鉄 管 強化プラスチック複合管〕	上記と同一。	上記と同一。
	4. 管水路 〔硬質ポリ塩化ビニ ル管〕	上記と同一。	上記と同一。
	5. 管水路 〔鋼管〕	上記と同一。	芯出し据付け状況、溶接作業、清 掃状況、塗装、非破壊検査、ピン ホール検査、膜厚検査、その他必 要箇所を撮影する。
	6. 管水路 〔埋設とう性管〕 たわみ率	たわみ量測定箇所 2 箇所につき 1 箇所 の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が 2 箇所の場合は 2 箇所とも撮影する。	マーキング関係、D _h 及び D _v 寸法、その他必要な箇所について撮影する。
	7. シールド工事 〔一次覆工〕	施工延長おおむね 50~100mにつ き 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。 たわみ率測定箇所 2 箇所につき 1 箇所 の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が 2 箇所の場合は 2 箇所とも撮影する。	セグメント設置状況、外観検査、 D _h 及び D _v 寸法、その他必要箇 所を撮影する。
	8. シールド工事 〔二次覆工〕	上記と同一。	管布設状況、外観検査、ジョイン ト関係、D _h 及び D _v 寸法、その 他必要箇所を撮影する。
	9. 推進工事	上記と同一。	上記と同一。

撮影方法	管理方法
	膜厚検査で塗膜厚の確認が困難な場合は、使用済 塗料空カン等の撮影を行う。
D _h 及び D _v 寸法の測定状況のほか、スケール目盛 を撮影する。	
上記と同一。	
上記と同一。	
上記と同一。	

工種		撮影基準	撮影箇所
9 烟 かん 施 設 工 事	1. スプリンクラー	1ha当たり1~2箇所の割合で撮影する。	埋設深を撮影する。
10 橋 梁 工 事	1. コンクリート桁 (ポストテンション桁)	構造図の寸法標示箇所を桁毎に撮影する。	PC鋼線配置状況、幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	2. 鉄筋コンクリート床版工	幅については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 厚さについては施工面積おおむね30~60m ² につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	配筋、幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。
	3. 鉄筋コンクリート高欄及び地覆工	上記と同一。	上記と同一。
11 橋 梁 下 部 工 事	1. 橋台工	構造図の寸法標示箇所を1基毎に撮影する。	基礎関係、配筋、天端長、敷長、敷幅、高さ、控壁の厚さ、その他必要箇所を撮影する。 なお、橋台沓部については「1.共通工事の10.精度を要するもの」の項に定めるところによる。
	2. 橋脚工 張出式 重力式 半重力式	上記と同一。	基礎関係、配筋、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	3. 橋脚工 ラーメン式	上記と同一。	基礎関係、配筋、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、その他必要箇所を撮影する。

撮影方法	管理方法

工種		撮影基準	撮影箇所
12 法面保護工事	1. 法面保護工	客土吹付、植生基材吹付、コンクリート吹付、モルタル吹付は、施工面積おおむね 200～400 m ² につき 1 箇所、その他は 1,000 m ² につき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	法面状況、法面清掃、法勾配、法長、厚さ、ラス張、植生ネット張、むしろ張、アンカー打込み等必要箇所を撮影する。
13 暗渠排水工事	1. 吸水渠	1 耕区当たり 1～2 箇所の割合で撮影する。	埋設深、埋設間隔、その他必要箇所を撮影する。
	2. 集水渠 (支線) 導水渠 (幹線)	施工延長おおむね 50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	埋設深、その他必要箇所を撮影する。
14 フレーダム工事	1. 監査廊	1 スパンにつき 1 箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。
	2. 堤体盛土	盛立高さおおむね 3～5 mにつき 1 箇所の割合で各ゾーン毎に撮影する。 ストックパイルは造成の都度 1 箇所撮影する。	ゾーン幅、まき出し厚さ、転圧、レーキング、コンタクトクレー、リップラップ工、ストックパイル工、その他必要箇所を撮影する。
	3. 洪水吐	2 スパンにつき 1 箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。
	4. 埋設計器	各計器毎に撮影する。	埋設状況、埋設時のゲージの状態等について撮影する。
	5. グラウトボーリング	ボーリングの削孔長を全数撮影する。	削孔長は全数、その他必要箇所を撮影する。

撮影方法	管理方法
撮影時期、撮影内容及び撮影方法については別途特別仕様書による。	

工種		撮影基準	撮影箇所
頭 首 工 工 事	1. 本体	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅、厚さ、高さ、長さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	2. 護床 ブロック (異形ブロック)	施工面積おおむね 200 m ² につき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	基礎地盤状況、据付け状況、その他必要箇所を撮影する。
16 海 岸 河 川 工 事	1. 捨石工 消波ブロック	施工延長おおむね 50~100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
ため 池 改 修 工 事	1. 堤体工	施工延長おおむね 20m~40mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	盛土幅員、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝その他必要箇所を撮影する。
	2. 洪水吐工	おおむね 2 スパンにつき 1 箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床掘、基礎、幅、高さ、配筋、打継目、パイプ布設、外観検査、ジョイント関係、その他必要箇所を撮影する。
	3. 橋管工 同上付帯構造物 (土砂吐ゲート等)	施工延長おおむね 10mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床掘、基礎、幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。

撮影方法	管理方法

別表第3 品質管理基準

1 コンクリート関係

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
コンクリート 材料	(1)	セメントの物理試験	JIS R 5201	製造会社の試験成績表による。 ただし、3箇月以上貯蔵したり、湿ったおそれのある場合は所定の試験を行わなければならない。 生コン工場で製造する場合は工場の試験成績書による。
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	1. コンクリート打設量 600m ³ に1回。 2. 採取場所及び材質が変わる毎に1回。 生コン工場で製造する場合は工場の試験成績書による。
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	採取場所及び材質が変わる毎に1回。 生コン工場で製造する場合は工場の試験成績書による。
		細骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109	
		粗骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110	

規 格 値	管 理 方 式	処 置
JIS R 5210～5214 参照	1. 記録の方法 試験結果は下記によりまとめる。 (1)骨材の比重及び吸水率試験、骨材のフライ分け試験、骨材のアルカリシリカ反応性試験結果はそれぞれ所定の様式により取りまとめ、骨材試験成績書に記載する。 (2)細骨材の表面水率試験結果は、所定の様式に整理する。 (3)塩化物含有量、スランプ、空気量、圧縮強度及び曲げ強度の試験結果は所定の様式により取りまとめ、測定値が 20 点以上の場合は工程能力図、X-Rs-Rm 又は X-R 管理図等により管理し、20 点未満の場合は結果一覧表による。 2. 管理 (1)コンクリート材料については骨材試験一覧表により設計値と比較検討する。 (2)塩化物含有量、スランプ、空気量、圧縮強度及び曲げ強度については、管理試験記録により試験値が所定の値に達しているかどうかを検査し、また、そのバラツキを把握する。 (3)塩化物含有量試験に用いる測定器具は、公的機関又はこれに準ずる機関がその性能を評価したもの用いる。なお、一回の検査に必要な測定回数は3回とし、測定はその平均値により行う。	1. 骨材の比重、粒度が設計値に対して差異がある場合はさらに検査の上、配合の変更その他適切な処置をとる。 2. 細骨材の表面水率、塩化物含有量、スランプ、空気量についてはその測定値の変動状態により材料の再調査、配合の再検討、計量機器の点検その他適切な処置をとる。 3. コンクリートの強度については、管理を慎重に行い強度の変動低下を未然に防ぐように努める。 測定値が所定の値に達しない場合は材料の品質配合、機械の精度、練り混ぜ方法等を検査し、適切な処置をとる。 4. レディーミクストコンクリートについて、次の(1)及び(2)を優先したアルカリ骨材抑制対策が行われているものとし、その方法について請負者は監督職員に報告するものとする。 なお、現場練りコンクリートについても、これに準じるものとする。 (1)コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート 1 m ³ に含まれるアルカリ総量を N a 2 O 換算で 3.0kg 以下にする。 (2)抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211 高炉セメントに適合する高炉セメント B種 (スラグ混合比 40%以上) 又は C種、あるいは JIS R 5213 フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント B種 (フライアッシュ混合比 15%以上) 又は C種、若しくは混和剤をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準	規格値	管理方式	処置
コンクリート 材 料	(1)	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121		碎石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリート 35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下		(3)安全と認められる骨材の使用 請負者の立会いのもと骨材を採取し、骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法又はモルタルバー法)を行い、その結果が無害と確認された骨材を使用する。 なお、化学法については工事開始前、工事中1回／6ヶ月かつ産地がかわった場合に信頼できる試験機関で試験を行うものとし、またモルタルバー法は試験成績書により確認するとともに、JIS A 1804 コンクリート生産工程管理用試験法により骨材が無害であることを確認する。 ただし、次の場合はこの限りではない。 1) 工事開始前 コンクリート打設開始日の1ヶ月以内に、国営農業農村整備事業等で発注した他工事の請負者の立会いによる試験結果がある場合は、その試験結果を使用できる。
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103		細骨材 碎砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 碎砂及びスラグ細骨材(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下) 粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒径判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下		
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126		舗装コンクリート 5%以下		
		骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137		細骨材 1.0%以下 粗骨材 0.25%以下		
		細骨材の塩化物イオン含有量試験(細骨材に海砂を使用する場合)	JSCE-C502またはJSCE-C503		0.04%以下		
		砂の有機不純物量	JIS A 1105		標準色より薄いこと		
		骨材の安定性試験	JIS A 1122		細骨材 10%以下 粗骨材 12%以下		
		骨材のアルカリシリカ反応性試験	JIS A 1145又は1146		工事開始前 工事期間中1回／6ヶ月かつ産地が変わった場合		
		配合試験			0.3kg/m ³ 以下		
	(2)	塩化物含有量試験	JIS A 1144もしくは信頼できる機関で評価を受けた試験方法	海砂を使用する場合2回／日、その他の場合1回／週			

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
施工	(2) 単位水量測定		1. 水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別毎の使用量が 100m ³ 以上施工するコンクリート工を対象とする。 2. エアメータ法又はこれと同程度、若しくは、それ以上の精度を有する測定機器を使用するものとし、施工計画書に記載するとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督職員に提出するものとする。 また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用するものとする。	100m ³ 以上の場合は：2 回／日（午前 1 回、午後 1 回）、重要なコンクリート構造物の場合は重要度に応じて 100～150m ³ 毎に 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※対象（重要なコンクリート構造物）は、高さが 5 m 以上の鉄筋コンクリート擁壁（プレキャスト製品は除く。）、内空断面が 25 m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（P C は除く。）、トンネル及び高さが 3 m 以上の堰・水門・樋門とするが、当該事業において重要なコンクリート構造物と位置付けられる場合は、対象とするものとする。
				2. 単位水量の測定方法 測定した単位水量が、配合設計士 15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 3. 測定した単位水量が、配合設計士 15kg/m ³ を超え ±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その後配合設計士 15kg/m ³ 以内で安定するまで運搬車の生コンは打設する。その後配合設計士 15kg/m ³ 以内で安定するまで運搬車の 3 台毎に 1 回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2 回連続して 15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 4. 配合設計士 20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計士 15kg/m ³ になるまで、全運搬車の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は 1 回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は 2 回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 ただし、示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20mm～25mm の場合は 175kg/m ³ 、40mm の場合は 165kg/m ³ を基本とする。
			JIS A 1101	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき
		スランプ試験	JIS A 1128 他	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき

規 格 値	管 理 方 式	処 置
1. 測定した単位水量が、配合設計士 15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2. 測定した単位水量が、配合設計士 15kg/m ³ を超え ±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その後配合設計士 15kg/m ³ 以内で安定するまで運搬車の生コンは打設する。その後配合設計士 15kg/m ³ 以内で安定するまで運搬車の 3 台毎に 1 回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2 回連続して 15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3. 配合設計士 20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計士 15kg/m ³ になるまで、全運搬車の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は 1 回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は 2 回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 ただし、示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20mm～25mm の場合は 175kg/m ³ 、40mm の場合は 165kg/m ³ を基本とする。 2. 5 cm ④1.0 (cm) 5 cm 及び 6.5 cm ④1.5 8 cm 以上 18 cm 以下 ④2.5 21 cm ④1.5	指定値 ④1.5%	工事開始前 工事期間中 1 回／6 ヶ月 かつ産地が変わった場合

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
コンクリート 施工工	(2)	圧縮強度試験	JIS A 1108	<p>1. 供試体の試料荷卸し場所にて採取する。</p> <p>2. 試験基準 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³に1回とする。</p> <p>テストピースは1回につき6個($\phi_7 \cdots 3$個、$\phi_{28} \cdots 3$個)とする。</p> <p>*小規模工種で、1規格あたりの総使用量が20m³未満の場合には1回以上、またはレディーミクストコンクリート工場(JIS表示認証工場)において作成された品質証明書の提出のみとすることができます。</p>
		曲げ強度試験	JIS A 1106	<p>1. 道路舗装用コンクリートにおいて試験する。</p> <p>2. 供試体の試料は荷卸し場所にて採取する。</p> <p>3. 試験基準 打設1日につき2回の割合で行う。 テストピースは1回につき3個とする。</p> <p>*1工事当たりの総打設量が少量の場合は監督職員の指示により試験を省略することができる。</p>

規 格 値	管 理 方 式	処 置
<p>現場練りコンクリート 同時に作った3本の供試体の平均値は、基準強度の80%を1/20の確率で下回ってはならない。 また、基準強度を1/4以上の確率で下回ってはならない。</p> <p>レディーミクストコンクリート 1回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならない。 3回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならない。 なお、1回の試験とは採取した試料で作った3個の供試体の平均値で表したもの。</p>		
<p>1回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならない。 3回の試験結果の平均値は、呼び強度以上でなければならない。 なお、1回の試験とは採取した試料で作った3個の供試体の平均値で表したもの。</p>		

2 土質関係

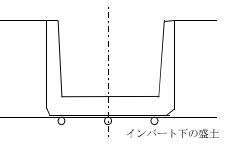
工種	項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
道 路 工 程	(1) 材 料 ・路 床 盛 土 工	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。	
		C B R試験(路床)	JIS A 1211		
		土粒子の密度試験	JIS A 1202		
		砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	路体 土量 5,000m ³ 以上の場合は1,000m ³ につき1回、5,000m ³ 未満は延長200mにつき1回、測定箇所は横断方向に3点とする。 高盛土の場合は監督職員の指示による。 路床 延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。	
		土の含水比試験	JIS A 1203		
		現場C B R試験	JIS A 1222	おおむね200mに1箇所、もしくは特別仕様書による。(路床) 上記未満は2箇所測定する。 舗装調査・試験法便覧 G023	
		道路の平板載荷試験	JIS A 1215		
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023		路床仕上げ後、全幅、全区間にについて実施する。
		突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210		
	(2) 材 料 下層 路盤 工	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		
		修正C B R試験	舗装調査・試験法便覧 E001		
		425μmふるい通過部分の塑性指数	部 JIS A 1205		

- 注) 1. 「425μmふるい通過部分の塑性指数」は、「土の液性限界・塑性限界試験」の試験結果である。
 2. 中規模以上の工事とは、施工面積10,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t(コンクリートでは1,000m³)以上の場合であり、それ未満の工事を小規模以下の工事という。

規 格 値	管 理 方 式	処 置
	1. 記録の方法 試験結果の取りまとめは下記による。 (1) 試験結果は、各々所定の様式に取りまとめ測定値が20点以上の場合は工程能力図、X-Rs-Rm又はX-R管理図等によって管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。	(1) 所定の規格値が得られない場合は、再転圧、置換等の処置を行う。
1. 乾燥密度で規定する場合 路体 JIS A 1210の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、A・B方法 90%以上 路床 JIS A 1210の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、A・B方法 I-1交通 90%以上 I-2交通以上 95%以上	2. 飽和度で規定する場合、飽和度は 85~95%の範囲とする。 3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は2~10%の範囲とする。 上記によらない場合は特別仕様書による。	(2) 締固めを現場C B R、平板載荷試験による場合は突固め試験、土粒子の比重試験は省略してよい。 (3) 路盤の締固め管理は締固め密度によることを原則とするが、それ以外の方法による場合は特別仕様書によるものとする。
特別仕様書による。(路床)		
沈下異常なし。		
JIS A 5001表2参照		
AS 舗装 I-1交通 10以上 I-2交通以上 20以上 CO 舗装 20以上		
AS 舗装 I-1交通 9以下 I-2交通以上 6以下 CO 舗装 6以下		

工種	項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準	規格値	管理方式	処置
道路工	(2) 下層路盤工	材料	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 E004 JIS A 5015 付属書2	中規模以上の工事:施工前、材料変更時。 小規模以下の工事:施工前。	1.5%以内。		
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 付属書1		呈色なし。		
		施工	砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214		最大乾燥密度の93%以上とする。 歩道等は規格値の95%以上とする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023		沈下異常なし。		
			道路の平板載荷試験	JIS A 1215		特別仕様書による。		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		JIS A 5001表2参照。		
			425 μm ふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205		AS 舗装 I-1 交通 9以下 I-2 交通以上 6以下 CO 舗装 6以下		
			土の含水比試験	JIS A 1203		特別仕様書による。		
	(3) 粒度調整路盤工(上層路盤工)	材料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	中規模以上の工事:施工前、材料変更時。 小規模以下の工事:施工前。			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		JIS A 5001表2参照。		
		施工	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001		AS 舗装 I-1 交通 60以上 I-2 交通以上 80以上 CO 舗装 80以上		
			425 μm ふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205		4以下。		
			単位容積質量	JIS A 1104		スラグ 1.5kg/t以上。		
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査試験法便覧 E004 JIS A 5015 付属書2		1.5%以内。		
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 付属書1		呈色なし。		
			道路用スラグの一軸圧縮試験	JIS A 5015 付属書3		1.2MPa以上。(12kgf/cm ² 以上)		
			砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214		最大乾燥密度の93%以上とする。 歩道等は規格値の95%以上とする。		
			骨材のふるい分け試験(2.36mm ふるい)	舗装調査・試験法便覧 A003		AS 舗装 2.36mm ふるい ④15% CO 舗装 2.36mm ふるい ④10%		
			骨材のふるい分け試験(75 μm ふるい)	舗装調査・試験法便覧 A003		AS 舗装 75μm ふるい ④ 6% CO 舗装 75μm ふるい ④ 4%		
			道路の平板載荷試験	JIS A 1215		特別仕様書による。		
			425 μm ふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205		4以下。		
			土の含水比試験	JIS A 1203		特別仕様書による。		

工種	項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準	規格値	管理方式	処置
道路工 セメント・石灰安定処理工	(4) 材料	セメント・石灰	配合試験	舗装施工便覧	配合毎			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 小規模以下の工事: 施工前	土木工事等共通仕様書による。	AS 舗装 下層 10 以上 上層 20 以上	
			修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001				
			425 μm ふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205				
			突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210				
		施工	安定処理混合物の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 E013		AS 舗装 セメント下層 0.98MPa 以上 ($10\text{kgf}/\text{cm}^2$ 以上) 上層 2.9MPa 以上 ($30\text{kgf}/\text{cm}^2$ 以上) (I-1 交通 2.5MPa 以上 ($25\text{kgf}/\text{cm}^2$ 以上)) 石 灰 下層 0.7MPa 以上 ($7\text{kgf}/\text{cm}^2$ 以上) 上層 0.98MPa 以上 ($10\text{kgf}/\text{cm}^2$ 以上) (I-1 交通 0.7MPa 以上 ($7\text{kgf}/\text{cm}^2$ 以上))	AS 舗装 セメント下層 0.98MPa 以上 ($10\text{kgf}/\text{cm}^2$ 以上) 上層 2.9MPa 以上 ($30\text{kgf}/\text{cm}^2$ 以上) (I-1 交通 2.5MPa 以上 ($25\text{kgf}/\text{cm}^2$ 以上)) 石 灰 下層 0.7MPa 以上 ($7\text{kgf}/\text{cm}^2$ 以上) 上層 0.98MPa 以上 ($10\text{kgf}/\text{cm}^2$ 以上) (I-1 交通 0.7MPa 以上 ($7\text{kgf}/\text{cm}^2$ 以上)) CO 舗装 セメント下層 0.98MPa 以上 ($10\text{kgf}/\text{cm}^2$ 以上) 上層 2.0MPa 以上 ($20\text{kgf}/\text{cm}^2$ 以上) 石 灰 下層 0.5MPa 以上 ($5\text{kgf}/\text{cm}^2$ 以上) 上層 0.98MPa 以上 ($10\text{kgf}/\text{cm}^2$ 以上)	
			混合後の粒度の試験 (2.36 mm ふるい)	舗装調査・試験法便覧 A003		AS 舗装 2.36 mm ふるい ④15% CO 舗装 2.36 mm ふるい ④10%		
			混合後の粒度の試験 (75 μm ふるい)	舗装調査・試験法便覧 A003		AS 舗装 75 μm ふるい ④ 6% CO 舗装 75 μm ふるい ④ 4%		
			砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214		最大乾燥密度の 93% 以上 (AS 舗) " 95% 以上 (CO 舗) 歩道は規格値の 95% 以上とする。		
			セメント及び石灰の定量試験	舗装調査・試験法便覧 G024, G025		④1.2% 以内。		
			土の含水比試験	JIS A 1203		特別仕様書による。		

工種	項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
水路工 (インバート下の盛土)	(1) 盛土	材料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	
	施工		土の含水比試験	JIS A 1203	延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。  ○印は測定位置
			砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	

規格値	管理方式	処置
<p>1. 煉密度で規定する場合 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 90%以上 C・D・E方法 85%以上</p> <p>2. 飽和度で規定する場合、飽和度は85~95%の範囲とする。</p> <p>3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は2~10%の範囲とする。</p> <p>上記によらない場合は特別仕様書による。</p>		
<p>締固めの規定 (JIS A 1210 のA・B法) 締固めI 85%以上 締固めII 90%以上</p> <p>締固め度 = $\frac{\text{現地で締固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210 の試験方法による最大乾燥密度}} \times 100(\%)$</p> <p>上記によらない場合は特別仕様書による。</p>		

工種	項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
堤防工	(1) 材料	盛土	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	
	施工		土の含水比試験	JIS A 1203	土量 5,000 m ³ 以上の場合は1,000 m ³ につき1回、5,000 m ³ 未満は延長200mにつき1回、測定箇所は横断方向に3点とする。高盛土の場合は監督職員の指示による。
			砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	

規格値	管理方式	処置
<p>1. 乾燥密度で規定する場合 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 90%以上 C・D・E方法 85%以上</p> <p>2. 饱和度で規定する場合、飽和度は85~95%の範囲とする。</p> <p>3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は2~10%の範囲とする。</p> <p>上記によらない場合は特別仕様書による。</p>		

3 石材関係

項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
捨 石 材 ・ 基 礎 割 栗 石 材	(1)	圧縮強度	JIS A 5006	1. 採取場所及び材質が変わ る毎に1回。 2. 重要な場合は特別仕様書に よる。
		見掛け比重	JIS A 5006	
		吸水率	JIS A 5006	

規格値	管理方式	処置
特別仕様書による。	<p>1. 記録の方法 (1) 試験成績表は公的試験機 関の試験結果により取りま とめる。 (2) 試験結果については結果 一覧表に整理する。</p> <p>2. 管理方法 (1) 管理試験値が所定の値に 違しているかどうか検査し、 また、そのバラツキを把握す る。</p>	

4 アスファルト関係

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
アスフルート	アスフルート	(1) 針入度試験	JIS K 2207	当初及び製造工場又は規格の変動毎に製造工場に提出させる。
		軟化点試験	JIS K 2207	
		伸度試験	JIS K 2207	
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	
		引火点試験	JIS K 2207 (JIS K 2265-4)	
		薄膜加熱試験	JIS K 2207	
		蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	
		密度試験	JIS K 2207	
		高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 A050	
		60°C粘度試験	舗装調査・試験法便覧 A051	
		タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 A057	
		石油アスファルト乳剤の品質試験	JIS K 2208	
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	製造会社の試験成績書による。 現場混合の場合は、各配合毎工事開始前1回、施工中材料及び配合に変動が生じた場合はその都度1回。
		細骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109	
		粗骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110	
		フィラーの粒度試験	JIS A 5008	
		フィラーの水分試験	JIS A 5008	
		フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	
		フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 A016	

規 格 値	管 理 方 式	処 置
舗装施工便覧参照 (1) 舗装用石油アスファルト 表3. 3. 1 (2) ポリマー改質アスファルト 表3. 3. 3 (3) セミプローンアスファルト 表3. 3. 4	1. 記録の方法 試験結果は、次により取りまとめる。 (1)材料及び混合物 試験結果は、所定の様式に取りまとめ、測定値が20点以上の場合は工程能力図、X-Rs-Rm又はX-R管理図等によって管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。	1. 製造会社の試験成績書が設計と相違する場合は、協議の上適切な処置を行う。 現場配合の場合は、更に精査して配合等の処置を行う。 2. 加熱温度は、骨材、アスファルトの温度を検討してプラントにおける混合物の温度を調整し、また運搬距離、気象条件を検討して、舗設温度との調整を行う。
JIS K 2208 表2参照		
JIS A 5001 表2参照		
表層・基層 表乾密度 2.45g/cm ³ 以上 吸水率 3.0%以下		
舗装施工便覧 表3.3.17による。		
1.0%以下		
4以下		
50%以下		石灰岩やその他の岩石を粉碎した石粉を用いる場合。

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	規 格 値	管 理 方 式	処 置
アスフレット	(1)	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 A013	製造会社の試験成績書による。 現場混合の場合は、各配合毎工事開始前1回、施工中材料及び配合に変動が生じた場合はその都度1回。	3%以下		フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉碎した石粉をフィラーとして用いる場合。
		フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 A014		1/4 以下		
		製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 A018		水浸膨張比 2.0%以下		
		製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110		SS 表乾密度 : 2.45g/cm ³ 以上 吸水率 : 3.0%以下		
		骨材のすりへり試験	JIS A 1121		すり減り量 碎石 30%以下 CSS 50%以下 SS 30%以下		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122		軟石量 5 %以下		
		粗骨材の軟石量試験	JIS A 1126		粘土、粘土塊量 0.25%以下		
		骨材中に含まれる粘土塊量試験	JIS A 1137		細長、あるいは扁平な石片 10.0%以下		
		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 A008				
	(2)	配合試験	舗装調査・試験法便覧	製造会社の報告書による。 現場混合の場合は、配合毎に各1回。			
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028	製造会社の定期試験結果による。 現場混合の場合において、印字記録による場合は全数、抽出試験による場合は1日につき1回。	アスファルト量は±0.9%、粒度は2.36mm ふるい±12%及び75μm ふるい±5%。 印字記録による場合は、舗装施工便覧表 10.5.1 による。		

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
ア ス フ ト	(2) ブ ラン ト	温度測定（アスファルト、骨材、混合物）	温度計による	製造会社の試験報告書による。 現場混合は、1時間毎に行う。
		基準密度の決定	舗装調査・試験法便覧 B008	製造会社の試験成績書による。 現場混合は、当初の2日間、午前、午後各1回、3個。
ア ル ト ト	(3) 舗 設 現 場	温度測定 (初期締固め前)	温度計による	トラック1台毎。
		密度測定	舗装調査・試験法便覧 B008	500 m ² につき1個。（直径10cmを原則とする）

規 格 値	管 理 方 式	処 置
配合設計で決定した温度		
110°C以上		
基準密度の 94%以上（表層・基層） 93%以上（瀝青安定処理） 歩道等の場合は規格値の95%以上とする。		

5 プレキャストコンクリート製品及び鋼材関係

(1) プレキャストコンクリート製品関係

種類	規格	試験方法	標準ロット数
無筋コンクリート管及び鉄筋コンクリート管	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372	300本
遠心力鉄筋コンクリート管 (ヒューム管)	JIS A 5372	JIS A 5372	直 管 φ 150～350 500本 φ 400～1,000 200本 φ 1,100～1,800 150本 φ 2,000～2,400 130本 φ 2,600～3,000 100本 異形管、T字管、Y字管、 短管 100本 曲管、支管 50本
遠心力鉄筋コンクリート杭	JIS A 5372	JIS A 5372	200本
プレデンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 (PHC杭)	JIS A 5373	JIS A 5373	外 径 300～400 1,000本 450～600 700本 700～1,200 500本
コンクリート矢板	JIS A 5372 JIS A 5373	JIS A 5372 JIS A 5373	1,000枚
鉄筋コンクリートフリューム及び鉄筋コンクリートベンチフリューム	JIS A 5372	JIS A 5372	500個
鉄筋コンクリート組立土止め	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000個
鉄筋コンクリートU形 (U字溝)	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000個
道路用鉄筋コンクリート側溝	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000個
舗装用コンクリート平板	JIS A 5371	JIS A 5371	2,000枚
コンクリート境界ブロック (地先境界及び歩車道境界)	JIS A 5371	JIS A 5371	1,000個
コンクリートL形及び鉄筋コンクリートL形	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372	1,000個
組合せ暗渠ブロック	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000個
コンクリート積みブロック	JIS A 5371	JIS A 5371	1,000個
建築用コンクリートブロック	JIS A 5406	JIS A 5406	1,000個

試験(測定)基準	管理方式	処置
(1) JIS 製品 個数の標準ロット数以下の場合は、製造業者の実施している JIS による品質管理の工場報告書により確認するものとし、標準ロット数以上の場合は、ロット数、又はその端数毎に、工場における強度試験に立会うものとする。 ただし、現場へ搬入の都度、外観、形状については全数を、寸法(又は重量)については 100 個、又はその端数毎に、1 個を抽出して再検査するものとする。 試験(測定)項目、方法等は種類により異なり複雑であるので、必要な JIS は前もって充分調べておく必要がある。 (2) JIS 同等品 前項に準ずる。 (3) JIS 外製品 別に定める規格により実施するものとする。ただし、定めのないものは、類似の JIS 製品の品質管理の規定を準用する。	(1) 測定した結果が 20 点以上の場合には管理図表による。 20 点未満の場合は結果一覧表による。	(1) メーカーの報告書による場合は内容チェックをし、疑問があれば立会検査をする。 (2) 不合格になった材料は、使用してはならない。

(2) 鋼材関係

種類	規格	試験方法	試験項目
鋼管杭	JIS A 5525	JIS A 5525	寸法、外観、化学成分及び強度試験
H形鋼杭	JIS A 5526	JIS A 5526	寸法、外観、化学成分及び強度試験
熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	JIS A 5528	寸法、外観、化学成分及び強度試験
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	JIS G 3101	寸法、外観、化学成分及び強度試験
再生鋼材	JIS G 3111	JIS G 3111	寸法、外観及び引張曲げ強度試験
鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	JIS G 3112	寸法、外観及び引張曲げ強度試験

試験(測定)基準	管理方式	処置
(1) JIS 製品 製造会社の品質試験結果(ミルシート)で確認をする。		
(2) JIS 外製品 同一形状寸法で10~50tまでは10t毎に2本、50tを超える場合は50t毎に2本の割合で試験を行うものとする。ただし、10t未満の場合は製造会社の品質試験結果で確認する。		

6 その他の二次製品

	種類	規格	試験方法	標準ロット数
ダクタイル 鉄管	ダクタイル鉄管	JIS G 5526	JIS G 5526	$\phi\ 75\sim300\ 200\text{本}$ $\phi\ 350\sim600\ 100\text{本}$ $\phi\ 700\sim1,000\ 50\text{本}$ $\phi\ 1,100\sim2,600\ 25\text{本}$
	ダクタイル鉄異形管	JIS G 5527	JIS G 5527	
	ダクタイル鉄直管 ダクタイル鉄異形管 ダクタイル鉄管継手 (農業用水用)	JDPA G 1027	JDPA G 1027	
硬質 ポリ 塩化 ビニル 管	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	JIS K 6741	1,000本
	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	JIS K 6742	1,000本
強化 プラスチック 複合管	強化プラスチック複合管	JIS A 5350	JIS A 5350	200本
鋼管	水輸送用塗覆装鋼管	JIS G 3443-1	JIS G 3443-1	200本
	配管用炭素鋼钢管	JIS G 3452	JIS G 3452	
	圧力配管用炭素鋼钢管	JIS G 3454	JIS G 3454	
	配管用アーク溶接炭素鋼钢管	JIS G 3457	JIS G 3457	
	水輸送用塗覆装钢管の異形管	JIS G 3443-2	JIS G 3443-2	
	農業用プラスチック被覆钢管	WSP A-101	WSP A-101	

試験(測定)基準	管理方法	処置
<p>(1) JIS 製品 標準ロット数以下の場合は、製造業者の実施している JIS による品質管理の工場報告書により確認するものとし、標準ロット数以上の場合は、ロット数、又はその端数毎に、工場における強度試験に、立会うものとする。 ただし、現場へ搬入の都度、外観、形状については全数を、寸法(又は重量)については、100 個、又はその端数毎に、1 個を抽出して再検査するものとする。 試験(測定)項目、方法等は種類により異なり複雑であるので、必要な JIS は前もって充分調べておく必要がある。</p> <p>(2) JIS 同等品 前項に準ずる。</p> <p>(3) JIS 外製品 別に定める規定により実施するものとする。 ただし、定めのないものは、類似の JIS 製品の品質管理の規定を準用する。</p>	(1) 測定した結果が 20 点以上の場合には管理図表による。 20 点未満の場合は結果一覧表による。	(1) メーカーの報告書による場合は内容チェックをし、疑問があれば立会検査をする。 (2) 不合格になった材料は、使用してはならない。